

10. 入居手続き等について（条例第10条）

1. 提出書類について

(1) 請書（入居決定通知と一緒に送付します。）

連帯保証人と緊急連絡先を設定しなければなりません。

連帯保証人は原則として天津市内に住所を有する方、緊急連絡先は近隣に居住される方を設定してください。

連帯保証人は、入居者の市営住宅の入居に関し、当該入居者と連帯して責任を負うものになります（実印で捺印していただきます）。

連帯保証人保証上限額（極度額）は入居する住宅の「近傍同種家賃」の12ヶ月分となります。

(2) 連帯保証人の市町村税完納証明書（完納がわかる納税証明書）

(3) 連帯保証人の印鑑証明書

※万が一、連帯保証人を確保出来ない場合は、債務保証会社（保証委託料等自己負担が発生します。）を利用できる場合がありますので、天津市営住宅管理センターまでご連絡ください。（債務保証会社利用には審査があります。）

2. 提出期限について

原則として入居決定の通知を受けた日から15日以内とします。

（正当な理由なく、請書を提出されない場合は入居決定を取消します。）

3. 家賃等について

入居初月の家賃と駐車場使用料は、鍵をお渡しした日から月末までの日割となります。

家賃、駐車場使用料の支払方法は、原則、金融機関からの口座振替になります。

口座振替依頼書に必要事項を記載のうえ、取引されている金融機関の窓口へ提出してください。

11. 市営住宅の家賃制度について

市営住宅の家賃は、入居者の収入や住宅の規模・建築後経過年数等に基づいたきめ細かな家賃設定（応能応益方式）を行っています（条例第13条）。

入居後、入居者は、毎年、収入申告をしなければなりません（条例第14条の2）。

収入申告をされない方については、「近傍同種家賃」という高額な家賃を負担願うことになりますので必ず申告して下さい。

12. 収入超過者に対する措置

市営住宅に引き続き3年以上入居し、かつ、法で定める基準を超える収入のある方を「収入超過者」として認定しています。収入超過者に対しては、住宅の明け渡し努力義務が課せられますが、引き続き入居する場合は、収入超過家賃を払っていただきます。